

Tattvārthā における

得・非得の翻訳研究 (3)

楠 宏 生

科 文

- 4 得の諸門分別
 - 4.1 三世・三性・界繫・三学・三断門
 - 4.1.1 三世門・三性門
 - 4.1.2 界繫門
 - 4.1.3 三学門
 - 4.1.4 三断門
- 5 三世の諸法と三世の得について—無覆・有覆無記の得—
- 6 非得の諸門分別
 - 6.1 三性・三世・界繫門
 - 6.1.1 三性門
 - 6.1.2 三世門・界繫門
 - 6.2 聖法の非得と異生性との関係
 - 6.2.1 非得に無漏はない
 - 6.2.2 異生性の捨
 - 6.2.3 非得の捨
 - 6.3 得と得得
 - 6.3.1 所得法と得と得得の関係
 - 6.3.2 得と得得との俱生
 - 6.3.3 無辺の得とその結語

4 得の諸門分別⁽¹⁾

4.1 三世・三性・界繫・三学・三断門

4.1.1 三世門⁽²⁾・三性門⁽³⁾

TA P. to 245a2-245b51; D. tho 209b4-210a6(ad. AKBh 64.11-15; P. gu 81a5-7).

今、得法の特別な性質を説くために伝説する (kila, AKBh 64.11) と詳細に説いている。「伝説している」というのは、得の特殊性を考えることは〔恰も〕兎の角の鋭さを考えるようなものである。〔なぜなら、〕その根拠は存在しないからである。というように、〔得法の〕不十分さを示すためである。

【三世門】得の連続に関して、過去などそれぞれに、それぞれ三種の得がある。この説明には例外がある。「無記の得は俱起するものである (AKBh 65.10 (2.38c))」と〔本論に〕説かれているからである。どのようにして〔説かれているの〕かと〔言えば〕、諸々の過去〔の法〕について、法前得と法俱得と法後得がある⁽⁵⁾。その同じ、すでに生起して消滅したものは過去〔の得〕である。

生起して、いまだ消滅していないものは現在〔の得〕である。後に生ずるものは、未来〔の得〕である。現在〔法について〕の法前〔得〕は過去である。法俱〔得〕は、現在である。法後〔得〕は未来である。未来に生ずる〔法〕についても、生起して消滅した〔得〕は、過去である。生じていまだ消滅していない〔得〕は、現在である。いまだ生起していない〔得〕は、未来である。そのようであるとすると、法前〔得〕と法俱〔得〕と法後〔得〕と〔言われるものは〕、それぞれ三種〔の得〕である、と或る者は〔言う〕。いまだ生じていない諸々の不生起の法にも同様に、三種〔の得〕はない。どうしてか〔と言えば〕、上界より死没して、〔下地に〕生まれる時、〔ある〕煩惱が現起して法俱得があるのか。以前に自らの〔界〕地において他の善と染汚を成就している。欲界を離欲して初静慮に生まれる場合に、静慮の功德からなる過去と未来の得が生ずる。

【三性門】善など〔の法〕には (śubhādīnām, AKBh 64.15 (2.37b)) などと言う。こ

れは善など〔の法〕それぞれに善などの〔得が〕あるのは不適切である。それ故に〔本論で〕順次に (yathā kraman, AKBh 64.16) と言った。〔なぜならば、離欲の者は〕欲貪なる諸々の不善法を成就し、善根を断絶している者は諸々の善法を成就していることになってしまうからである。また、どうして得は法と同類のものとして立てられてか。そのようではなく、法と得は〔種類と〕相違しているということではないのか。⁽⁶⁾ 〔また、〕その場合、すべての場合において〔得は〕無記であるのか。というならば、それはそうではない。無記の法のようにと他〔の諸法〕においても類似性が帰結することになる。〔その得は〕無記なので、諸々の染汚法の得は道と対立しないことになる。⁽⁷⁾ それ故に、煩惱〔の得が無記であったならば〕それ自体の断でないから〔得は〕法と類似性 (dra ba, sādṛśya) が認められなければならない。

4.1.2 界繫門⁽⁸⁾

TA P. to 245b5-246b3; D. tho 210a6-211a2(ad. AKBh 64.16-23; P. gu 81a7-b3).

【三界繫の得】 その〔界〕に属している〔諸法〕には自らの界に〔属する得〕 (svadhātuka tad āptānām, AKBh 64.17 (2.37c)) と言った。その繫属〔する諸法の得〕は結合する〔界の〕ものにしがっている。ある界に属する〔諸法〕の得は、それと異なった界〔に属していない得〕ではない。また、欲界に再び生まれた〔有情〕の欲〔界〕繫の〔諸法の得〕は欲〔界〕繫である。⁽⁹⁾ 〔また〕色、無色〔界〕繫の〔諸法の得〕は、色、無色〔界〕繫である。色界に生まれた〔有情〕の色〔界〕繫の〔諸法の得〕は色〔界〕繫である。欲〔界〕に属する変化⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾心の〔得〕は欲〔界〕繫である。無色〔界〕繫の染汚の〔諸法の得〕は、無色〔界〕繫である。無色界に生まれた〔有情〕は、無色界繫の⁽¹²⁾〔諸法の得〕には無色界のみである。

繫属しない〔諸法〕(無繫法)の〔得〕は四種である (anāptānām caturvidhā, AKBh 64.20 (2.37d)) と言う。

【無漏法の得】 諸々の無漏〔法〕は欲〔界〕と色〔界〕と無色〔界の諸法〕の渴愛によって我がものとされないから、〔それらの界では無漏法として〕繫属

しない。

【非摂滅の得】 その中で、非摂滅の〔得〕は三界に属する (tatrapratīsamkhyānir-dhasya traidhātukī, AKBh 64.21) という中のその〔非摂滅〕は三界に属する縁が欠如することによって獲得されるものなので、〔有情の〕生まれに従って〔非摂滅の得は〕属するのである。何の〔諸法の〕縁が欠如するところの〔その〕法に従うのではない。そうでないならば、道諦に包摂される諸法の非摂滅が離繫⁽¹³⁾となってしまうであろう⁽¹⁴⁾。

【摂滅の得】 摂滅の〔得〕は (pratīsamkhyānidhasya, AKBh 64.22) などと言う。色〔界〕繫の道によって〔獲得された摂滅の〕得は色〔界〕繫である。無色〔界〕繫の道によって〔獲得された摂滅の〕得は無色〔界〕繫である。この〔これ〕は非聖者の離欲における〔得の〕限定である。世間〔道〕の聖者の離欲〔によって得られる摂滅の得〕には、聖者の離欲に有漏と無漏とがある⁽¹⁵⁾。無漏〔道〕によって獲得される〔摂滅の得〕は無漏である。欲界〔の法〕による対治はないから、欲〔界〕繫の離繫得はない。

【道諦の得】 道諦の〔得〕は、ただ無漏のみである (mārga-satyasyānāsravaiva, AKBh 64.22) という中のその〔道諦〕は、他の道〔、つまり世間道〕に繫属していないから、〔繫属しない〕法に従ってのみ〔無漏の〕得が限定される。

摂滅の得は、道が有為の相なのはどうして無漏なのかという論難がある⁽¹⁶⁾。「無漏道は有為である」という定説があるからである。非摂滅の得においては道の相を本質としない。非摂滅においても、どうして諸々の有漏〔法〕と無漏〔法〕の得があつて、無漏〔の得〕にも、無漏の依り処があるのかという論難がある。〔つまり、〕現行している無漏〔の得〕は、非摂滅であるのか、〔あるいは〕無漏の非摂滅の得において無漏が何もないのか。状態を認めるための道理によって非摂滅の得はどのようなものか、というこのことは関係がない。

4.1.3 三学門⁽¹⁷⁾

TA P. to 246b3-247a2; D. tho 211a2-b1(ad. AKBh 64.24-65.4; P. gu 81b3-6)

有学の〔聖〕人には、諸々の無漏の〔諸〕法〔の得〕があり、無学の〔聖〕

人には、無学の〔諸法の得〕がある。その中でまず、有学〔の諸法〕の得は有学の道によって包摂されているものなので有学のみである。諸々の無学〔の諸法の得〕についても同様に知るべきである。有漏の諸法と無為〔の諸法〕は、有学と無学との道に包摂されないので、非学非無学である。その中でまず、有漏〔の諸法〕の得は有学と無学でもありえなく、非学非無学である。

無為の〔得〕⁽¹⁸⁾は、あるものは非学非無学であるが、それら〔非学非無学の法〕には三種あるから、〔本論で〕非択滅の〔得〕 (apratismkhyā, AKBh 65.3) と説かれているのであって、非学非無学である (aśaikṣeṇāśaikṣī, AKBh 65.4) と続く。非聖道によって得られた (anāryeṇa prāptasya, AKBh 65.4) などと言う。非聖道によって得られる択滅の得は、有漏道に包摂されるものなので非学非無学である。また (ca, AKBh 65.7) の語は、前の主題を引き継ぐことである。有学道によって包摂されているので、有学の道によって得られる得が有学〔の得〕である。無学〔の得〕についても同様に知るべきである。無間〔道〕と解脱道は、盡得 (kṣayāpti) をもたらすし、そして依止 (āśrayabhūta) するから、盡智 (kṣaya-jñāna) などにおいて滅を獲得する能力があるから、無学道によって〔得られる択滅の〕得は無学である (aśaikṣeṇāśaikṣī, AKBh 65.4) というのである。

4.1.4 三断門⁽¹⁹⁾

TA P. to 247a2-6; D. tho 211ab1-4(ad. AKBh 65.4-8; P. gu 81b6-82a1).

見・修〔所〕断の〔得〕のみがある (darśanabhāvanāheyaiva, AKBh 65.5) と説かれた。見・修所断に関する得は法に従って区別されるからである。非〔所〕断〔の諸法〕には〔得の〕区別がある (aheyānām tu bhedaḥ, AKBh 65.5) と詳細に説かれている。非択滅の得は無記である。世間〔道〕による択滅〔の得〕は有漏善であるから不染汚であるが故に、有漏であるから修所断である。同様にまた、「不染汚は見〔所〕断ではない⁽²⁰⁾」と〔本論で〕このようにも説かれている。その同じ (tasyaiva, AKBh 65.8) とは聖道によって得られた択滅である。諸々の聖者たちが世間道によって得た無漏なるものがあり、それもまた聖道の力によって得られるので、それ故に無漏である。道諦は無漏なので、非所断である。

5 三世の諸法と三世の得について—無覆・有覆無記の得—⁽²¹⁾

TA P. to 247a6-248a1; D. tho 211ab4-212a5(ad. AKBh 65.9-18; P. gu 82a1-7).

無記の得は共に生じる (avyākṛtāptih sahaḥ, AKBh 65.10 (2.38c)) と言う。さらに例外がある。通と変化〔心〕とを除く、であると説かれているからである。力が弱いからである (durbalatvāt, AKBh 65.11) と言う。力が弱いとは異熟のものだからである。⁽²²⁾〔異熟のものは〕諸々の無漏〔の諸法〕に対して〔力が強いということは〕帰結しない。大いなる造作 (abhisams√kr) によって達成されているものだからである。その場合、全く造作なくして、達成されているものは力が弱いのである。〔二〕通と変化〔心〕とを除いた無記〔の得〕 (abhijñe avyākṛte nirmāṇacittam ca varjayitvā, AKBh 65.14) は共に生ずる得と続く。通智には二種ある。〔⁽²³⁾というのは、〕「天眼〔通〕と天耳通である。眼と耳との通は無記である⁽²⁴⁾ (8.45a)」と〔本論に〕説かれているからである。

変化心 (nirmāṇacittam, AKBh 65.14) というのは四種の無記があると説かれている。それらは力の強いので、すぐれた加行の区別によって成し遂げられたものから (teṣāṃ hi balavattvāt prayogaviśeṣaṇiṣpatteḥ, AKBh 65.14) ということによって、この〔言句〕によって造作から生ずるから力が強いということを示している。ある工巧処〔心〕やある威儀路〔心〕の (śailpasyasthānikasya, AKBh 65.15) などと詳細に説かれた。ここですぐれた造作によって〔達成されるのであり〕、単なる造作によるのではない。⁽²⁵⁾それ故に、「繰り返された〔からである〕」と言う。〔このようにヴァイバーシカたちは〕認めている、と。威儀路〔心〕のとは世尊と馬勝⁽²⁶⁾ (āsvajit) などの如くである。〔また〕工巧処とは、すべてのヴィシュバカルマン (viśvakarman, 自在天) とキンナラ (kiṃnara, 緊那羅) などの如くである。⁽²⁷⁾それら〔威儀路心や工巧処心〕はすぐれた加行によって成し遂げられたもの⁽²⁸⁾ (balavattvāt prayogaviśeṣaṇiṣpatteḥ, AKBh 65.14) なので力が強いが故に〔法前得、法後得、法俱得の三種の得がある〕。それ以外〔の無記心〕は、力が弱いが〔俱起得である〕威儀路〔心〕は四蘊の対象を一刹那に判別することによって得られる。⁽²⁹⁾諸々の工巧処もまた同様である。

有覆〔無記〕の色に〔得〕も (nivṛtasya ca rūpasya, AKBh 65.17 (2.39a)) などと言った。「色」の語は、〔単なる〕無色に、と区別するためである。その〔無色の〕得は別の仕方では定立されているからである。「有覆」とは、初静慮だけに属している身と語との染汚の表色であり、上〔地に属しているもの〕のではなく、〔また〕欲界〔に属するもの〕について〔の色〕ではない。〔なぜなら、上界や欲界に染汚の色を〕引き起すものがないからである。有覆〔無記〕の上〔品の〕心によって引き起こされた表〔色〕によってもまた、無表〔色〕を起こす (ākṣepa) 能力はないので力が弱いということが成立する (daurbalya siddheḥ, AKBh 65.18)⁽³⁰⁾。それ故に、〔表色には〕俱起得 (法俱得) のみがある。

6 非得の諸門分別⁽³¹⁾

6.1 三性・三世・界繫門

6.1.1 三性門⁽³²⁾

TA P. to 248a1-5; D. tho 212a5-b1(ad. AKBh 65.19-23; P. gu 82a7-b1).

【三性門】欲〔界〕における色の〔得〕は法前〔得〕ではない (kāme rūpasya nāgrajā, AKBh 65.21 (2. 38b)) という中の欲界〔繫〕の律儀 (saṃvara)⁽³³⁾ などについての善と不善との色の得はいかなる場合であっても法前〔得〕がない。〔得が〕俱起〔得〕と法後〔得〕がある (sahajā cāsti paścāt kālajā ca, AKBh 65.22-23) と説かれている⁽³⁴⁾。その中で、「俱起」とは共に生じているものである。「法後〔得〕」とは、後に過ぎ去って生じたものである。その〔得〕は過去と現在にもある。欲〔界〕における (kāme, 2.38b) と〔言った〕は、色〔界〕繫に属しているものを除くためである。色の語は、無色〔界繫〕を除くためである。いかなる場合であっても (sarvathā, AKBh 65.22) というのは善や不善にもまたない (nāsti, AKBh 65.22) というように理解される。上〔界〕における諸々の無覆無記〔法〕は直前に〔法前得について〕否認されているからである。欲〔界〕繫における善と不善との〔表〕色は加行から生じるものであり生得ではない。非定地に属するものであるから、未来に得 (得修, pratilambhāvanā)⁽³⁵⁾ されないものではないので、それ故に、その得は法前得ではない。〔以上、〕得を説き終わった。

6.1.2 三世門・界繫門⁽³⁶⁾

TA P. to 248a6249a2; D. tho 212b1-213a4(ad. AKBh 65.24-66.1; P. gu 82b1-5).

【三世門】非得の場合にも、得のような種類の区別があるのか、と〔言え、〕無いと、〔答えて〕曰く、それでは何が〔理由なの〕か、「非得は不染汚の無記である」(2.39d) すべての非得は無覆無記のみである (kim aprāpter api prāptivatprākārabhedah/ nety āha/ kiṃ tarhi/ akliśāvyākṛtā 'prāptiḥ (2.39c) aprāptir anivṛtāvyaḥkṛtaiva sarvā, AKBh 66.1-3) ということをもどのように考えるのか。もし、〔非得の種類が〕法と等しいのであるならば、その場合、阿羅漢たちが不善法と有覆無記〔法〕とを成就していることになり、断善根者たちも諸々の善〔法〕を成就していることになる。諸々の異生もまた、聖法を成就していることになる。あるいは、〔非得の種類が〕法とは反対なものであるならば、その場合、阿羅漢たちもまた、染汚法を成就していることになり、断善根者たちも諸善を成就していることになる。それ故に、非得は無覆無記のみである。過去と未来について、それ〔非得〕は三種である (sātītajāyos tridhā, AKBh 66.4 (2.39d)) というのは、〔非得の〕流れに関して〔言うの〕である。「現在〔の法〕には、現在の非得はない」(pratyutpannasya nāsti aprāptiḥ pratyutpannā, AKBh 66.4) ということによって過去・未来について三世〔の非得〕がある (atītānāgatayos tu traiyadhvikī, AKBh 66.4) ということが理解される。現在〔の法〕には必ず得を共に生じているならば、諸々の得と非得は同時に存在しないので、現在〔法〕の非得が現在であるのは不合理である。

【界繫門】欲〔界〕繫など〔の法〕と (kāmaḍy-āptānām ca, AKBh 66.5 (2.40a)) などと言った、欲〔界〕など属している〔法〕が「欲〔界〕繫など」である。欲界を離れていないという意味である。非得は生まれた所依〔身〕に従って定立されるのである。法に従うのではない。法〔の存在〕と対立するからである。その中で欲界に生まれた者にとって、欲〔界〕と色〔界〕と無色〔界〕の繫〔の諸法〕の非得は、欲〔界〕繫である。何故かと〔言え、〕。欲〔界〕繫における諸々の加行によって生ずる〔諸善の非得〕と断善根による生得〔の非得〕と色〔界〕と無色〔界〕繫から、煩惱を成就するだけでも、〔その欲界の

有情は] 離欲していない故の不染汚〔の諸法の非得〕である。異生であるが故に、〔欲界の〕無漏〔の諸法〕の非得は欲〔界〕繫である。同じく、色、無色界に生まれた者にとって、欲〔界〕、色〔界〕、無色〔界〕繫の諸法や無漏〔の諸法〕の非得は色〔界〕と無色〔界〕との繫であると詳細に説かれるべきである。⁽³⁹⁾ 非得の法の力に従って定立されるのではないということを示すのは、いかなる非得も無漏ではない (nāsyā anāsravā kācid arāptiḥ, AKBh 66.6-7) というこれに他ならない。「無漏の非得は存在しない」⁽⁴⁰⁾ というこれは何にもとづいて理解されるのか。『論』(『発智論』)にもとづいてである。

6.2 聖法の非得と異生性との関係

6.2.1 非得に無漏はない

TA P. to 249a2-250a2; D. tho 213a4-214a1(ad. AKBh 66.7-14; P. gu 82b5-83a1).

というのは次のようだからである (tathā hi, AKBh 66.7) というのは、詳細には『論』(śāstre, AKBh 66.10) が説明している。ここでの論〔書に基づく言葉〕は、『発智論』⁽⁴¹⁾ において認められていることである。〔本論の〕異生性は無漏になり得ない (na ca prthagjanatvam anāsravam bhavitum arhati, AKBh 66.11) というのは何故かと〔言えば〕、異生の事態が異生性であり、無漏法が異生の事態であるのは不適切である。〔もしそのようであったならば〕諸々の聖者であっても、異生であることになってしまうからである。有学と無学との区別や補特伽羅の区別、および対治の区別によって諸々の聖法は多様であり、しかも聖法を獲得しないことであるというように区別なく説かれているが故に、いかなる聖法を (kathameṣāṃ ārayadharmāṇam, AKBh 66.11) と質問するのである。〔では、〕諸々の聖法を何によって問うのか。それ故に、すべての (sarveṣāṃ, AKBh 66.11) と言ったのである。有学と無学などの区分によって区別されている〔聖法のすべてのものをという意味である〕。このことは何にもとづいて理解されるのか。それ故に、限定せずに説かれているからである (aviśeṣa vacanāt, AKBh 66.11) と言ったのである。『〔発智〕論』⁽⁴²⁾ の中で (śāstre, AKBh 66.10) と続く。もし、すべて〔の聖法〕の非得が異生性であるならば、そうであるならば、すべての〔聖法の〕

獲得にもとづいて聖者であるということになり、〔また〕その場合、誰にとって無漏法を残らず獲得することはないので、聖者は存在しないことになってしまふであろうと〔いう疑念がある〕。それ故に、しかし、獲得を離れているが (sa tu yo vinā lābhena, AKBh 66.12) と言った。異生性とは、すべての〔聖法〕を獲得していないと説かれているのであって、あるいくつかの〔聖法の〕何も非獲と〔説かれているの〕ではない。聖者は、あるいくつかの〔聖法を〕獲得していないことによってその〔補特伽羅〕が聖者ではないことになるのではない。⁽⁴³⁾

そうであるならば、諸々の聖法の非獲得に二種あると示すことになる。〔つまり、〕非獲得を先にするものと獲得を先にするものとである。それ故に、異生性は、非獲得を先にするところのものである。その獲得を先にするものではない。もしそのようではなかったならば (anyathā hi, AKBh 66.12) というのは〔すなわち〕、もし、獲得を先にするものを異生性とするならば、自らの種姓のみを獲得しているので仏陀もまた (buddho 'pi, AKBh 66.12) と詳細に説かれた。〔また、〕そうであるならば、〔その〕“eva”〔の〕語が〔『発智論』の中で〕誦されるべきである (eva śabdā tarhi paṭhitavyaḥ, AKBh 66.13) というのは、聖法を「全く (eva)」獲得していないというように限定すべきである。そうであるならば、獲得された限りの獲得は、異生性ではないと説いていることになるのであって、それ以外ではない。〔しかし、そのように〕誦する必要はない。何故かと〔言え〕ば、この場合の限定は、誦されていなくとも理解される。⁽⁴⁴⁾

どうして説くことなく理解されるのかと〔言え〕ば、それ故に、一つの言葉からなるものも (eka pādani, AKBh 66.13) と詳細に言った。水を食物とするもの、あるいは風を食物とするもの (abbhakṣo vāyubhakṣa, AKBh 66.14) という文言において“eva”の語は存在しないから、第二番目の〔“eva”の語〕はないのだけれども、そうであっても、ここでは水のみを食物とするもの、風のみを食物とするものと限定されていることが理解される。もし、水も食べている者の食物も食べるならば、水を食物とするものという言葉はどのような効果があるのか。それ故に、「水を食物とするもの」という限定が中に含まれているので、⁽⁴⁵⁾“eva”の語は語られない。そうであるならば、それと同様にここで

も、もし聖法を獲得していても、〔しかも〕獲得していないことが異生性であるとするならば、異生性は聖法を獲得していないと示されるのか。それ故に、これ〔異生性は聖法の非獲得であるという言葉〕は限定〔の意味〕を含んでいるに他ならないと知られる。〔また〕それ故に、“eva”という語の意味が理解されるので、ここで“eva”の語は無意味なので誦さない。〔以上、〕同様に、風を食べ物とするもの⁽⁴⁶⁾〔という言葉〕についても同様に説明しなければならない。

6.2.2 異生性の捨

TA P. to 250a2-251a6; D. tho 214a1-215a3(ad. AKBh 66.14-18; P. gu 83a1-4).

他の者たちは言う (apare, AKBh 66.14) と『〔発智〕論』⁽⁴⁷⁾の説の難点を避けるために、苦法智忍およびそれと共に生ずる〔諸々の聖法〕を (duḥkhe dharmajñāna-kṣāntitatsahabhuvām alābha ity apare, AKBh 66.14)⁽⁴⁸⁾と言ったのである。異生性は〔苦〕法智忍の非獲得であって、それ以外の聖法の非獲得ではない。それ故に、苦法智などを獲得していないくても、〔見道の〕初刹那に住しているものは異生であることを帰結しない。その場合、得果する時にそれ〔苦法智忍〕をすでに遮るから聖者ではないという帰結になるのではないか。それ故に、〔本論で〕〔この説に対して、道類智の時には〕それら〔苦法智忍などの諸法〕を捨てる⁽⁴⁹⁾から (tat-tyagād, AKBh 66.15) と詳細に言った〔のである〕。そのことに対する〔異生性の〕理由を言って、〔先の苦法智忍の時、〕それら〔の聖法〕の非獲得は完全に打ち破られている (tadalābhasyāntaṃ hatatvāt, AKBh 66.15) と言う。苦法智忍の獲得によって苦法智忍および、それと共に生ずる〔諸法〕の非獲得、すなわち異生性と言われるが、完全に打ち破られている。その諸聖法の非得は、〔の人〕の相続において、決して〔聖法は〕生じなくなっている⁽⁵⁰⁾。この場合も、先に説かれた難点を導くために、その場合、それら〔の聖法〕は (te tarhi, AKBh 66.15) と云々と言う。〔それらは〕「苦法智忍とそれと共に生じている〔諸法〕を」〔のことである〕。

三種姓とは声聞と縁覚と正覚者の種姓であるから、声聞などはそれぞれすべて〔の三種姓に属する諸法〕を獲得しているのではない。三種姓に属している

すべてを獲得していないということがまた、⁽⁵¹⁾ 声聞などの者たちにおいて共通している。それ故に質問して、〔本論で〕どれを (katameṣāṃ, AKBh 66.15) と言った。それ故に言う。すべての〔三種姓のもの〕 (sarveṣāṃ, AKBh 64.15) の非獲得が異生性であると言われる。そうだとすれば、〔先の場合と〕同じ難点がある (evaṃ tarhi sa eva doṣaḥ, AKBh 66.16) というのは、もしすべての非獲得を異生性とするならば、仏もまた声聞や縁覚の種姓に属する〔諸法〕を成就していないので非聖者であることになるように、〔そのことは本論の中で、〕先に説かれたことである。⁽⁵²⁾

〔それに対しては〕再び〔先の場合と〕同じ通釈がある (punaḥ sa eva parihāraḥ, AKBh 66.16) というのは、しかし、獲得を離れているのが〔「獲得のないこと」である〕 (sa tu yo vinālabhen ālābhaḥ, AKBh 66.12) とから、そうであるならば、〔その〕“eva”〔の〕語が〔「発智論」の中で〕実に誦されるべきである。〔しかし、〕誦される必要はない。というのは一つの言葉からなるものも限定もある〔からである〕 (eva śabdas tarhi paṭhitavyaḥ/ na paṭhitavyaḥ/ ekapadāny api hy avadhāraṇāni bhavanti, AKBh 66.13) と〔言われているものまでがそうである〕。〔また〕それでは、先に説いたことと区別がなくなから、努力は無意味になる。先に説かれた難点を通釈することを通して、ここで解釈するならば、声聞などが非聖者となるという難点が、ここでもその同じ状態である〔ことになってしまう〕。もし、ここでも非獲得でないならば、⁽⁵³⁾ 同じ通釈を読誦するならば、そうであるならば苦法智忍や共に生じている〔諸法〕の〔非獲得〕であって、その同じ共に生じている〔諸聖法の非獲得〕であって、他〔の諸法〕の〔非獲得〕ではないというこのことの努力は無意味となる。

いまだ聖法を生じていない (anutpannāryadharmā, AKBh 66.17) 云々と言う。相続の中でいまだ聖法を生じていないのが異生性である、と〔経量部の者たちは説いている〕 (“anutpannāryadharmasantatiḥ pṛthagjanatvam i”ti, AKBh 66.17-18) というこの場合にも先に説かれた如くに、声聞などは非聖者なのか、努力することは無意味なのかと。ここで、努力することは無意味ではない。〔なぜならば、〕他の意味を持っているからである。相続と言うことによって、異生性とは世俗

〔有〕であって、別個の法ではないと示すために⁽⁵⁴⁾、このように言って、先の難点を通釈するためではない。

【衆賢】師衆賢は曰く、「眼などのそれぞれの刹那は異生性の相続〔の分位〕に属している。〔しかし、〕経主〔世親の考え〕はそうではない」〔と〕。〔何故なら眼などは〕一つ一つの刹那が〔異生性において〕相続になるということがありえない。〔それでは、〕刹那は事態としてないことになる。従って、その場合、眼などの刹那は異生の相続であるならば、どのような刹那を理解し、立てるのかと〔言う〕。それら〔刹那と相続が異なっているのではでないということ〕に基づいて、そのみであり、それ以外のものを説くことはないと言っている。これは、眼などの刹那において異生性を完全に増益しているが故に、だから、この經典に相違しているとさらに説かれている。「この〔者〕が隨信行者の者と云われる」⁽⁵⁵⁾〔と〕。

〔經典中の〕「入る」とは、正性離生に入ることである。〔また經典中の〕異生地はこの場合、異生の分位を意味している⁽⁵⁶⁾。それはまた、その位の煩惱と業とがあり、煩惱が生ずると決定している。このように説かれている〔隨信行者などの聖〕人たちは、異生であることになる。煩惱などの生起が確定している者が、〔苦法智〕忍を獲得することになる。これは経量部によって認められている。無上であるが故に、考察する必要はない。あるいはまた、異生性は異生地である。〔すなわち、〕聖法が相続の中に未だ生じていないことであり、別個の法ではない。聖法がすでに生じた〔聖〕人は、異生性の取〔蘊〕を再び現起しない⁽⁵⁷⁾。〔その聖者は〕異生地を超えた者と〔呼ばれる〕。

6.2.3. 非得の捨⁽⁵⁸⁾

TA P. to 251a6-b4; D. tho 215a3-b4(ad. AKBh 66.19-67.1; P. gu 83a4-6).

それを獲得することと地を移ること（転易地）によって、捨せられる (tatprāptihūsaṃcārād vihiyate, AKBh 66.18 (2.40cd)) とはそれ〔法〕を獲得することと地を移ることによって〔非得は〕捨せられる。地を移ることとは、〔三〕界や九地に生まれることによって〔地を〕移ることである。その中で、ある法の

非得は、その〔法〕を得ることによって捨せられる。まず、例えば、異生性は聖道⁽⁵⁹⁾の非獲得であるように、〔聖道の〕獲得によって三界に属するすべてが捨せられる。地を移ることによってもまた〔捨せられる〕。何がか〔と云えば〕。異生性が捨せられるのである。というのは、欲界を離欲する時に、その〔人〕の欲〔界〕繫の異生性はそれを所縁とする欲貪を断ずるが故に、〔異生性が〕断ぜられるのであり、〔異生性が〕捨せられるのではない。その場合、初静慮に生まれることによって、地を移るその時にその人のそれ〔異生性〕は捨せられるのであり、断ぜられるのではない。〔なぜなら、異生性は、〕前に断じ終わっているものだからである。〔異生性が捨せられることによって〕聖者になるのではない。初静慮地の異生性を獲得するからである。同様に、初地の如く⁽⁶⁰⁾に上界への移行についても詳細に説かれるべきである。

他〔の諸法の非得〕についても適用されるべきである (evaṃ anyeṣāṃ api yojyam, AKBh 66.22) と言う。どうして道の獲得によって異生性が捨せられるように、他〔の諸法〕の獲得によってもそれら〔諸法〕の非得が捨せられるのか。どのようにしてか〔と云えば〕。まず、欲〔界〕繫の聞・思所成、および色〔界〕繫の聞〔所成〕と修所成〔の諸法〕と無色〔界〕繫の修所成〔の諸法〕の非獲得⁽⁶³⁾によって捨せられる。上界に属し、趣に包摂される諸蘊の非獲得⁽⁶⁴⁾は、上地に生まれることによって捨せられる。同様に、生得の善、および可能な限りの苦法智忍から阿羅漢性までの諸々の無漏の非獲得は、それらの〔諸法の〕獲得によって捨せられる。〔また〕同様に、時解脱と不時解脱との阿羅漢性の非得もまた、その〔阿羅漢性の〕得によって捨せられる⁽⁶⁵⁾。捨せられることが未だ知られていないから、それ故に捨せられるというのは (vihīyate, AKBh 66.22) と言ったのである。

6.3 得と得得

6.3.1 所得法と得と得得の関係

TA P. to 251b8-252a4; D. tho215b4-7(ad. AKBh 66.23-67. 1; P. gu83a6-8).

無限遡及となることに違いないから質問して、それでは、非得と得とのいず

れにも (kiṃ punar apratiparptayor api, AKBh 66.23) などと〔言った〕。両者いずれにも、両者がある (ubayor apy ubhayaṃ, AKBh 66.23) というのは、「得の非得」という法は、獲得と認められることができる。それは非得であることにならない。非得の非得という法は、そ〔の非得〕の法の非得として不適切なので、その場合、必ず非得の非得がまた非得されることはない。このようであるならば、諸々の得に無限遡及の過になるのではないのか。⁽⁶⁶⁾ どうしてかと〔言えば〕。得にまた得があり、それに別の〔得〕がある。それにまた、別の〔得〕があるから、このようにして無限となる。同様に、非得についても説かねばならない。非得は非得と共に生じない。それならばどうか〔と言えば〕。得だけが〔得と〕俱生するからである。得の得もまた〔得のように〕である。〔以上の点から、〕⁽⁶⁸⁾ 諸々の得と非得が同時に存在することはない。

6.3.2 得と得得との俱生

TA P. to 252a4-8; D. tho215b7-216a3(ad. AKBh 67.1-5; P. gu83a8-b3).

あるいは善であれ、あるいは染汚であれ (kuśalasya kliṣṭasya vā, AKBh 67.3) ということによって、無覆無記ではないということが示されている。それは俱起得のものなので、第二刹那に得はない。第二刹那には (dvīye kṣaṇe, AKBh 64.3-4) 三つの得がある。第二刹那には、先の第一刹那に生じた自分を入れた三つの法を三つ過去〔の得〕を成就しているので、第二刹那において得が生ずることになり、三つの隨得も生ずる。第三刹那には (tṛtīye kṣaṇe, AKBh 67.4)、初刹那に生じた自分を入れた、三つ〔の法〕の三つと三つ第二刹那に生じた六つの事態の六つ〔の得〕がある。このようにして、九つ〔の得〕となる。また、それら〔の得〕について九つの隨得がある。このようにして十八になる。〔このように〕刹那が後になればなるほど増大し、〔さらに後の〕刹那の次第になればなるほど増大した、それ〔得〕⁽⁶⁹⁾が生ずることになってしまう。

6.3.3. 無辺の得とその結語

TA P. to 252a4-b2; D. tho 216a3-5(ad. AKBh 67.6-10; P. gu 83b3-7).

相応するもの⁽⁷⁰⁾や俱生するものを有している (samprayogasahabuvām, AKBh 67.7) というのは、相応するものとは心、心所である。俱生するものとは、生などである。無始無終の輪廻に繋ぎ止められている、一人の有情の刹那、刹那においてすら無限の事態をもつことになる。諸々の無限に得があるからである。互いに妨げることがない (apratighātīnyo, AKBh 67.9) とは、〔得は〕法界に包摂されるからである〔と言う〕。もしそのようではなかったならば (itarathā, AKBh 67.10) とは、もし互いに妨害するならば〔という意味である〕。

略号表

- AKBh : *Abhidharmakośabhāṣya*, Edited by P. Pradhan. Patna, K. P. Jayaswal Research Institute 1967.
- AN : *Aṅguttara-nikāya*, PTS.
- D : Derge edition of the Tibetan Tripiṭaka.
- DN : *Dīgha-nikāya*, PTS.
- LA : *Lakṣaṇānūsārīṇī Abhidharmakośabhāṣyaṭīkā*, Tibetan Peking ed.(ju), Derge ed.(cu).
- MN : *Majjhima-nikāya*, PTS.
- P : Peking edition of the Tibetan Tripiṭaka.
- PTS : The Pāli Text Society.
- SA : *Sphuṭārthā Abhidharmakośavyākhyā: The Work of Yaśomitra*, Edited by Unrai Woghīhara. Sankībo Buddhist Book Store, (1st. ed. 1936, 2nd. ed. 1971)Reprint. 1989.
- SN : *Saṃyutta-nikāya*, PTS.
- T : Chinese Tripiṭaka. 大正新脩大藏經, 1924.
- TA : *Tattvārthā Abhidharmakośaṭīkā*, Tibetan Peking ed. (to), Derge ed. (tho).
- 『集異門足論』 : 玄奘訳『阿毘達磨集異門足論』 T. 26, No.1536.
- 『法蘊足論』 : 玄奘訳『阿毘達磨法蘊足論』 T.26, No.1537.
- 『識身足論』 : 玄奘訳『阿毘達磨識身足論』 T. 26, No.1539.
- 『衆事論』 : 求利跋陀羅訳『衆事分阿毘曇論』 T. 26, No.1541.
- 『品類足論』 : 玄奘訳『阿毘達磨品類足論』 T. 26, No.1542.
- 『旧發智』 : 僧伽提婆・竺仏念共訳『阿毘曇八韃度論』 T. 26, No.1543.
- 『發智論』 : 玄奘訳『阿毘達磨發智論』 T. 26, No.1544.
- 『婆沙論』 : 玄奘訳『阿毘達磨大毘婆沙論』 T. 27, No.1545.
- 『旧婆沙』 : 浮陀跋摩訳『阿毘曇毘婆沙論』 T. 28, No.1547.
- 『心論』 : 僧伽提婆・惠遠共訳『阿毘曇心論』 T.28, No.1550.
- 『心論経』 : 那連提耶舍訳『阿毘曇心論経』 T. 28, No.1551.

- 【雑心論】：伽跋摩等譯『阿毘曇心論』 T. 28, No.1552.
 【俱舍論】：玄奘訳『阿毘達磨俱舍論』 T. 29, No.1558.
 【俱舍釈論】：真諦訳『阿毘達磨俱舍釈論』 T. 29, No.1559.
 【順正理論】：玄奘訳『阿毘達磨順正理論』 T. 29, No.1562.
 【顯宗論】：玄奘訳『阿毘達磨藏顯宗論』 T. 29, No.1563.

参考文献

荻原雲来・山口益

1933-1939『和訳 称友俱舍論疏』梵文俱舍論刊行会.

楠宏生

2012『『婆沙論』における得と非得との相関的規定』『印度学仏教学研究』61(1).

櫻部建

1969『俱舍論の研究一界・根品一』法蔵館.

那須良彦

2010「俱舍論根品心不相応行論一世親本頌と諸註釈の和訳研究（4）一」
『インド学チベット学研究』第14号.

福田琢

1990『『婆沙論』における得と成就』『大谷大学大学院研究紀要』第7号.

Collett Cox

1995“*Disputed Dharmas Early Buddhist Theories On Existence* (*Studia Philologica Buddhica Monograph Series*; 11)”, The International Institute or Buddhist Studies, Tokyo.

註

- (1) 「得」の諸門分別が有部論書の中で論じられるようになるのは、『發智論』(T. 26, 1008a7-b12; 『旧發智』 T. 26, 887c13-888a16) に至ってからのことであり、また「非得」の諸門分別が論じられるようになるのは非得のダルマが定立する『婆沙論』(巻157, T. 27, 797a18-800c12)以降の論書においてである。得・非得の諸門分別を論じている有部論書に『入阿毘達磨論』(T. 28, 986b28-987a2), 『順正理論』(T. 29, 398c1-399b9; 『顯宗論』 T. 29, 804a27-805b20)がある。いずれの論書も『婆沙論』で論じられている得・非得の諸門分別の議論と内容がよく一致している。心論系の諸論書の場合では、非得ではなく「凡夫性」を心不相応行法として挙げていいる。よって、得の諸門分別のみを説く。得の諸門分別では、凡夫性との関連の中で論じられているため、「三性」, 「界繫」, 「有漏・無漏」の分別を説き、『婆沙論』や『俱舍論』などの諸門と相違している。; cf. 『心論』 T. 28, 831a9-b21; 『心論経』 T. 28, 866a22-b21; 『雑心論』 T. 28, 943b10-c18; また、『雑心論』(T. 28, 947c2-10)に得の「三世門」に相当すると考えられる解説が見出される。

他方で、『婆沙論』第百五十八巻では、得と非得との規定、および、その区別に

関する総合的な解説が見出される。その冒頭では、第百五十八巻で論じられる諸門が列挙されている。

『婆沙論』（巻 158）T. 27, 800c23-801a6: (1) 問得非得何差別。答名即差別。謂名得。名非得。(2) 復次得有漏無漏。非得唯有漏。(3) 復次得善不善無記。非得唯無記。(4) 復次得三界繫及不繫。非得唯三界繫。(5) 復次得學無學非學非無學。非得唯非學非無學。(6) 復次得見所斷。修所斷。不斷。非得唯修所斷。(7) 復次得染汚不染汚。非得唯不染汚。(8) 復次得異熟非異熟。非得唯非異熟。(9) 復次得有異熟無異熟。非得唯無異熟。(10) 復次得與所得。法或俱起。或不俱起。非得與所不得法必不俱起。(11) 復次得苦集道三諦攝。非得唯苦集諦攝。以如是等門。應知得非得差別。

以上、『婆沙論』第百五十八巻では、(1) 得と非得の名称とその区別、(2) 得・非得と有漏・無漏 (3) 三性門 (4) 界繫門 (5) 三学門 (6) 三断門 (7) 得・非得と染汚・不染汚 (8) 得・非得と異熟・非異熟 (9) 得・非得と有異熟・無異熟 (10) 得・非得と所得の法との時間的關係について (11) 得・非得と四諦の諸門が論じられている。

- (2) Cf. 『婆沙論』（巻 157）T. 27, 797c12-798b18; 『發智論』 T. 26, 1008a9-17; 『旧發智』 T. 26, 887c13-21; 『順正理論』 T. 29, 398c1-9; 『顯宗論』 T. 29, 804a26-b6.
- (3) Cf. 『婆沙論』（巻 157）T. 27, 797b18-21; 『發智論』 T. 26, 1008a17-22; 『旧發智』 T. 26, 887c21-26; 『入阿毘達磨論』 T. 28, 986b28-29; 『順正理論』 T. 29, 398c9-10; 『顯宗論』 T. 29, 804b6-7.
- (4) SA においても、「また、この総説は例外があると知るべきである。「無記の得は俱起である」(2.38c) と説かれているからである (SA 150.24-26: *sāpavādaś cāyam utsargo 'vagantavyaḥ. avyākṛt'āptiḥ sahajeti* (AKBh 65.10 (2.38c) *vacanāt*))」⁵とあり、TA と同じ註釈をしている。
- (5) Cf. 『婆沙論』（巻 158）T. 27, 802a25-b5.
- (6) 『婆沙論』（巻 158）T. 27, 801a20-25: 問非得若隨所不得法。性類差別有何過耶。答斷善根者應成就善。已離欲染者應成就不善。諸無學者應成就染。異生應成就三乘無漏法。退果應成果。捨向應成向。二滅非得應は無爲。由此等過。非得不可隨所不得性類有異。
- (7) 下線部、意味不明。有部の規定では、所得の法と得の性（善・不善・無記）とは一致すると説かれている。しかし、この本文では、そのような意味として論じられていない。
- (8) Cf. 『婆沙論』（巻 157）T. 27, 798b21-c14; 『發智論』 T. 26, 1008a22-28; 『旧發智』 T. 26, 887c26-888a3; 『入阿毘達磨論』 T. 28, 986b29-c6; 『順正理論』 T. 29, 398c11-16; 『顯宗論』 T. 29, 804b8-12.
- (9) TA (P. to 254b6; D. tho 210a7) には、“*dod pa rnams na spyod pa*” とあるが⁶、LA (P. ju 184b5, D. cu 158a2) の“*dod pa na spyod pa*”の読みに従う。
- (10) Cf. AKBh 425.16ff.
- (11) TA (P. to 254b8; D. tho 210b1) には、“*kyis*” とあるが⁶、LA (P. ju 184b6, D. cu

- 158a3) の “kyi” の読みに従う。
- (12) TA (P. to 254b8; D. tho 210b1) には, “kyis” とあるが, LA (P. ju 184b7, D. cu 158a3) の “kyi” の読みに従う。
- (13) TA (P. to 256a3; D. tho 210b4) には, “kyis” とあるが, LA (P. ju 185a2, D. cu 158a5) の “kyi” の読みに従う。
- (14) TA (P. to 246a3) には, “so sor btags pa” とあり, また TA (D. tho 210b4) に “so sor brtads pas” とあるが, LA (ju 185a2, cu 158a5-6) の “so sor brtags pa ma yin pas” の読みに従う。
- (15) 有漏・無漏の択滅の得については、『婆沙論』の中で論じられている。; 『婆沙論』(巻 157) T. 27, 797b27: 然擇滅得有二種。謂有漏無漏。有漏擇滅得。由離欲界染乃至無所有處染故起。是世俗道類。若未離染彼滅唯有過去未來得。若已離染彼滅。即有三世得。無漏擇滅得。由離三界見修所斷染故起。是聖道類欲界見苦所斷法擇滅。若苦法智未現在前。彼滅唯有未來得。若現在前彼滅則有未來現在得。若已滅。彼滅則有三世得。如是乃至有頂第九品法擇滅。若盡智未現前等如理應知。
- (16) 下線部の論難がどのような非難を意味しているのか、文脈上から正確に解釈できない。『俱舍論』の第一章、界品の無漏の規定では、「三無為」と「道諦」は無漏であり (AKBh 3.15 (1.15)), 「聖道」は自体として有為であるが有漏を随増することがないから無漏である (AKBh 3.12-14 (1.14)) と規定されている。
- (17) Cf. 『婆沙論』(巻 157) T. 27, 798c14-799a2; 『發智論』 T. 26, 1008a28-b6; 『旧發智』 T. 26, 888a3-10; 『入阿毘達磨論』 T. 28 986c6-10; 『順正理論』 T. 29, 398c17-22; 『顯宗論』 T. 29, 804b13-19.
- (18) TA (P. to 246b5; D. tho 211a4) および LA (P. ju 185a8) には, “kyis” とあるが, LA (D. cu158b2) の “kyis” の読みに従う。
- (19) Cf. 『婆沙論』(巻 157) T. 27, 799a3-14; 『發智論』 T. 26, 1008b6-12; 『旧發智』 T. 26, 888a11-16; 『入阿毘達磨論』 T. 28 986c11-16; 『順正理論』 T. 29, 396c22-27; 『顯宗論』 T. 29, 804b19-23.
- (20) Cf. AKBh 29.5 (1.40cd) .
- (21) Cf. 『婆沙論』(巻 157) T. 27. 797c12-798b18
- (22) Cf. AKBh 45.2-3; 『婆沙論』(巻 45) T. 27, 233a14: 問異熟生等四無記中此何所攝。答非四所攝。但是等流無覆無記。意及四受若善染汚。若威儀路及工巧處。并能變化。隨其所應亦非異熟。
- (23) TA (P. to 247b1) には, “mgon par 'dus byed pa” とあり, TA (D. tho 211b6), LA (P. ju 186a3) に “mgon par 'dus byed ba” とあるが, LA (D. cu 159a4) の “mgon par shes pa” の読みに従った。
- (24) Cf. AKBh 423.10-11 (7.45a).
- (25) LA P. ju 186a7-8, D. cu 159a6: bzo'i gnas pa'i ni dper na sum cu rtsa gsum pa rnams kyi bi shwa shwa karma dang / lha ma yin rnams kyi ma yul bzo'i gnas pa'i lta bu ste / (威儀路とは、例えば三十三天の阿修羅たちの威儀路如し)
- (26) 『婆沙論』(巻 144) T. 27, 740b27-c3: 憂根亦非無覆無記。非威儀路工巧處異熟生

所攝故。問何故憂根非威儀路所攝。答憂根分別轉。威儀路無分別轉。若威儀路有憂根者。設有分別。我今應作如是威儀。如佛世尊。或如馬勝。即分別時。便應已住如是威儀。然威儀路無此分別。故威儀路無有憂根。；『中阿含』「阿濕貝經」T. 1, 660c29ff, MN, 2.10.70 *Kūṭāgirisutta*, Vol. 1, p. 473.4ff., SN, 88.6 *assaji*, Vol. 3, p.124.14ff., 『仏本行集經』No. 190, T.3. 875c22ff.

- (27) Cf. 『婆沙論』(卷 144) T.27, 740c4-8: 問何故憂根非工巧處。答憂根分別轉。工巧處無分別轉。若工巧處有憂根者。設有分別。我今應作如是工巧。如佛世尊。或如妙業天子。即分別時已應成辦如是工巧。然工巧處無此分別。故工巧處無有憂根。
- (28) Cf. 『順正論』 T. 29, 399a6-9.
- (29) 『婆沙論』(卷 157) T. 27, 797b8-12: 威儀路四蘊中。善串習者如佛馬勝。及餘有情所善串習。并工巧處四蘊中善串習者。如佛妙業天子。及餘有情所善串習。彼得亦皆世雜利那雜。謂在三世各有三世得。
- (30) Cf. AKBh 200.27-28 (4.7a), SA 152.8.
- (31) 『婆沙論』(卷 158) T. 27, 799a21-28: 【三世門】此中過去未來法。各有三世非得。現在法唯有過未二世非得。以可成就法在現在世必成就故。得與非得更互相違不俱起故。【三性門】善不善無記法非得。皆唯無記。三界法非得皆通三界。【三學門】學無學非學非無學法非得。皆唯非學非無學。【三斷門】見所斷修所斷不斷法非得。皆唯修所斷。是謂非得略毘婆沙。
- (32) Cf. 【三性門】『婆沙論』(卷 157) T. 27, 799c22-800a4; 『入阿毘達磨論』 T. 29, 986c16-17; 『順正理論』 T. 29, 399a15-21; 『顯宗論』 T. 29, 804c21-27.
- (33) AKBh 205.14ff (5.13cd).
- (34) Cf. 『婆沙論』(卷 158) T. 27, 802a5-15.
- (35) 『婆沙論』(卷 106) T. 27, 551c6-11: 或有撥無未來修義。謂過去未來俱無實體故。爲遮彼執顯定實有過去未來。現在能修未來善法。謂現在世勝善爲因。引起未來諸善法得。由得彼法故說彼爲所修。若無能修未來善者。則應無有得果等義。；『婆沙論』(卷 107) T. 27, 553b26-554c13, 『旧婆沙』(卷 55) T. 28, 391a29ff.; 『婆沙論』(卷 183) T. 27, 919b11-20, (卷 185) T. 27, 925c8-12.
- (36) Cf. 【三世門】『婆沙論』(Vol. 157) T. 27, 799a28-799c21; 『入阿毘達磨論』 T. 29, 986c17-20; 『順正理論』 T. 29, 399a21-25; 『顯宗論』 T. 29, 804c27-805a4. 【界繫門】『婆沙論』(卷 157) T. 27, 800a4-b14; 『入阿毘達磨論』 T. 29, 986c20-21; 『順正理論』 T. 29, 399a25-27; 『顯宗論』 T. 29, 805a4-6.
- (37) TA (P. to 248a8; D. tho 212b3) に“las” とあるが⁸, LA (P. ju. ;187a3D. cu159b7) の“la” の読みに従う。
- (38) 『婆沙論』(卷 158) T. 27, 801a20-25: 問非得若隨所不得法。性類差別有何過耶。答斷善根者應成就善。已離欲染者應成就不善。諸無學者應成就染。異生應成就三乘無漏法。退果應成果。捨向應成向。二滅非得應是無爲。由此等過。非得不可隨所不得性類有異
- (39) Cf. 『婆沙論』(卷 157) T. 27, 800a4-b14.
- (40) 『婆沙論』(卷 158) T. 27, 800c25: 得善不善無記。非得唯無記。；『入阿毘達磨

- 論』 T. 28, 986c24: 又諸非得唯無記性。故非無漏。
- (41) 『發智論』 T. 26, 928c5-7: 云何異生性。答若於聖法聖聖聖見聖忍聖欲聖慧。諸非得已非得當非得。是謂異生性。、『旧發智』 T. 26, 783c1-3; cf. 『婆沙論』 (卷 45) T. 27, 232b9-18; 『旧婆沙』 (卷 24) T. 28. 178a11-17 (旧訳には「凡夫性」とある); AKBh 66.10: “prthagjanatvam katamat/ āryadharmāṅmalābha ” iti sāstrapāṭhaḥ/ 「異生性とは何か。聖法を獲得しないことである」と『[發智] 論』の中で誦されて [いるから] である。
- (42) 『婆沙論』 (卷 158) T. 27, 801a20-25: 問非得若隨所不得法。性類差別有何過耶。答斷善根者應成就善。已離欲染者應成就不善。諸無學者應成就染。異生應成就三乘無漏法。退果應成果。捨向應成向。二滅非得應是無爲。由此等過。非得不可隨所不得性類有異
- (43) 『婆沙論』 (卷 45) T. 27, 232b29-c7: 復有說者。不得一切聖法是異生性。問若爾。則應一切有情皆名異生。無聖者成就一切聖法故。答雖無聖者具足成就一切聖法。而非異生。以彼非得雜聖得故。謂若身中聖法非得不得者。是謂生性。聖者身中聖法非得雜聖得故非異生性。彼得非得恒俱生故。; 『旧婆沙』 (卷 24) T. 28, 178a27-b1.
- (44) Cf. 『順正理論』 T. 29, 399a27-b8; 『顯宗論』 T. 29, 805a6-16.
- (45) TA (P. to 249 b7; D. tho 213b6) に “sgras” とあるが^s, LA (P. ju 188b3; D. cu 161a2) の “sgra” の読みに従う。
- (46) TA (P. to 250a2; D. tho 214a1) に “rlung ba'o” とあるが^s, LA (P. ju 188b5. D. cu 161a4) の “rlung za'o” 読みに従う。
- (47) 『發智論』 T. 26, 928c28-229a3: 何故異生性非見所斷耶。答見所斷法皆染汚。異生性不染汚故。又世第一法正滅。苦法智忍正生。爾時捨三界異生性。得彼不成就性。非於爾時見所斷法而有捨故。
- (48) Cf. 『婆沙論』 (卷 45) T. 27, 232b12-29, 232c9-15. 『婆沙論』 (卷 158) T. 27, 802a18ff
- (49) Pradhan (ed.) に “tadyogād” とあるが^s, 桜部 [1969; p. 313] 註 (5), 平川索引 [1973; p. 428] の指摘に従って, “tattyāgād” と読む。
- (50) 『順正理論』 T. 29, 399b8-10: 有說。不獲苦法智忍。然非後捨復成異生。前已永害。彼非得故。; 『顯宗論』 T. 29, 805a16-17.
- (51) Cf. 『婆沙論』 (卷 45) T. 27, 232b15ff. 232b29ff.
- (52) Cf. AKBh 66.10; SA, 153.30ff; TA P. to 249a4ff, LA, P. ju 187b8ff.
- (53) TA (P. to 250b5; D. tho 214b2-3) に “ma rnyed med pa” とあり, また LA (D. cu 161b5) に “nyes pa med pa” とあるが^s, LA (P. ju189b1) の “nyed pa med pa” の読みに従う。
- (54) 『順正理論』 T. 29, 399b10-12: 經主於此復作是言。若曾未生聖法相續。分位差別。名異生性。何緣經主。復作是言。謂異生性。都無實物。; 『顯宗論』 T. 29, 805a17-20.
- (55) 『順正理論』 T. 29, 399b12-17: 若爾是誰相續分位。謂眼耳等相續分位。豈一刹那眼等分位。非異生性。而言眼等相續方是異生性耶。非一刹那可名相續。刹那便有非實過故。此非唯有言違義失。亦復有餘違契經過。故世尊說。如是名爲隨信行者。;

『顯宗論』 T. 29, 805a20-22.

- (56) 『婆沙論』(卷 45, 旧訳欠) T. 27, 232a28-b8: 問何故名異生地。答一切聖者皆名同生。此異於彼故名異生。容受異生名異生地。問若爾。聖者異異生故應名異生。答一切聖者同會真理。同見同欲故名同生。異生不爾。可厭賤故立異生名。不應為難。尊者世友作如是說。容起異見異類煩惱。容造異業。容墮異界。往異趣等。而受生故。名異生地。復次容信異師。廣說乃至求異果故。名異生地。大德說曰。異於正法及毘奈耶。而受生故。名為異生。是諸異生生長依處名異生地。
- (57) 『順正理論』 T. 29, 399b17-18: 入正性離生。超越異生地。此異生地。即異生性。; 『顯宗論』 T. 29, 805a22-23.
- (58) 『婆沙論』(卷 158) T. 27, 805b21-23: 問如有一得能得彼法及非得亦有一非得能捨彼法及非得非得耶。答無。以非得同時無非得非得故。以現在非得必成就故。; cf. 『順正理論』 T. 29, 399c29-400a9; 『顯宗論』 T. 29, 805b5-13.
- (59) TA (P. to 251a8; D. tho 215a4) に“gyis”とあるが, LA (P. ju. 189b6; D. cu 162a1) の“gyi”の読みに従う。
- (60) TA (P.to 251b3; D. tho 215a7), LA (P. ju 190a2, D. cu 162a4) に, “sa dang bo'i kham s gong ma bzhi du” (上界の如くに) とあるが意味として通じないので, 「初地の如くに」と読み換えた。
- (61) TA (P. to 2521b4; D. tho 215a7) に“rnams par nyams”とあるが, LA (P. ju. 190a3; D. cu 162b4) の“rnams par nyams par”の読みに従う。
- (62) TA (P. to 251b5; D. tho 215b1), LA (D. ju 162a5) に“thob pa”とあるが, LA (P. ju 190a4) の“thos pa”の読みに従う。
- (63) TA (P. to 251b5; D. tho 215b1) に“thob pa”とあるが, LA (P. ju 190a4; D. cu 162a5) の“thos pa”の読みに従う。
- (64) TA (P. to 251b6; D. tho 215b2) に“kyis”とあるが, LA (P. ju. 190a5; D. cu 162a6) の“kyi”の読みに従う。
- (65) 『順正理論』 T. 29, 400a3-7: 如是住初無漏心者。於苦法智展轉乃至。住金剛喻三摩地者。於阿羅漢所有非得。如其所應。隨得此法。捨此非得。如是乃至。阿羅漢果。時解脫者。於阿羅漢不時解脫。所有非得。得此法時。捨此非得。; 『顯宗論』 T. 29, 805b8-13.
- (66) 『順正理論』 T. 29, 400a8-11: 又此非得。云何名捨。若非非得斷。非得非得生。如是名為捨於非得。得與非得。雖各有餘得及非得。然非無窮。由得勢力。成就本法及與得得。得得勢力。成就法得。豈成無窮。; 『顯宗論』 T. 29, 805b14-16.
- (67) 『順正理論』 T. 29, 400a11-14: 非得亦應如理思擇。非得非得。必不俱生。又從下地生上地時。下地非得一切皆捨。從上生下。類此應知。由所依力。非得轉故。; 『顯宗論』 T. 29, 805b17-20.
- (68) 『婆沙論』(卷 158) T. 27, 801b19-23: 如說得如是非得與得相違。應隨廣說。然無同時非得非得。有情數法現在前時必與得俱。是故非得起時決定不與非得非得及彼法俱起。由此三法互相違故。異時說有此則不遮。; cf. 『婆沙論』(卷 158) T. 27, 805b20-23.

- (69) 『婆沙論』(卷 158) T. 27, 801b24-c2: 問過去未來得。爲成就。爲不成就。若成就者。則爲無窮。謂一刹那三法俱起。一法。二得。三得得。此三滅位有六得生。謂三得。三得得。此六滅位十二得起。謂六得六得得。十二滅位。二十四得起。謂二十得十二得得。如是展轉無始時來。乃至後際念念倍起其得無限。隣次刹那倍增尚爾況於隔越前前刹那諸得倍增。是故展轉有無窮過。；『旧婆沙』(卷 17) T. 28, 127c29-128a3: 問曰。有成就過去未來得不。若成就者。云何非是無窮。所以者何。法生時。法得得得俱生。此三滅已。便生六得。三是得。三是得得。是六生十二。十二生二十四。乃至無量無邊。；『雜心論』 T. 28, 947b22-29: 問得爲有得得爲無。若得復有得者。此得復應有餘得。云何非無窮。若無得得者。得云何成就。答 若彼諸法生二得共俱起 二得俱生者當知有得得若諸法生。即彼法二得。俱生得及得得。彼得力故成就法及得得。得力故成就得得以得及得得故。俱一心中展轉相得。是故非無窮。
- (70) Wogihara (ed.p. 156.31) には, "sa-samprayoga" とあるが, 『俱舍論』のサンスクリット文, チベット文ともに一致していない。